

令和六年度決算 議決

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1 内閣府等八府省庁が株式会社ジェイアール東日本企画に委託等を行った事業において、同社が社員に虚偽の業務日誌を作成させ、実際には業務に全く従事していない社員や時間をあたかも従事したかのよう装って人件費を算定し、令和元年度から五年度だけで約二十億円の委託費等を不正に受給していた事態は、遺憾である。

政府は、同社が中央省庁等向けの事業を開始した平成二十四年度から常習的に不正を行っていたにもかかわらず、長期にわたり見抜くことができなかつたことを重く受け止め、同社に対して不当に支払われた委託費等の返還請求を厳正に行うとともに、本事案の周知徹底や他の委託先も含めた適切な事業実施のための点検、調査等を行い、再発防止に万全を期すべきである。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中小企業庁の補助金により設置造成した基金を原資として交

付した中小企業等事業再構築促進補助金において、虚偽の実績報告書が作成されるなど悪質極まりない不正行為等により過大交付が発生したこと、事業者から事業化の状況が適切に報告されておらず、事業効果の正確な分析が困難な状況であったことは、遺憾である。

政府は、巨額の補助事業において不正を防止できなかったことのみならず、会計検査院から指摘されるまで正確な効果検証が行えない状況を放置していたことを重く受け止め、不正受給に厳正に対処することはもとより、事業者による報告内容の適正化により事業状況等の的確な把握を徹底し、補助金の適正な執行及び見直しに係る取組を強化すべきである。

3 中部電力株式会社が浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査において、原子炉建屋等の耐震設計の前提条件となる基準地震動を策定するためのデータを恣意的に操作するという不正行為が発生したことは、遺憾である。

政府は、現行の規制基準及び審査の下で、耐震設計の根幹に関わるデータに関し、原子力規制委員会による安全審査の信頼性を揺るがす不正行為が行われたことを重く受け止め、本事案の事実関係や経緯、是正措置等を確認するとともに、他の原子力発電所で同様のデータ不正が行われないよう審査プロ

セスの改善等について早急に検討を行い、再発防止に万全を期すべきである。